

調書(決定)

事件の表示 平成 16 年(行ツ)第 259 号
平成 16 年(行ヒ)第 279 号
決定日 平成 17 年 2 月 4 日
裁判所 最高裁判所第二小法廷
当事者等 上告人件申立人 X1
被上告人兼相手方 中央労働委員会
同補助参加人 株式会社日経ビーピー
原判決の表示 東京高等裁判所平成 16 年(行コ)第 44 号(平成 16 年 5 月 19 日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成 17 年 2 月 4 日

最高裁判所第二小法廷

(別紙)

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。